

## 第3次障がい者プラン・第4期障がい福祉計画(素案) に対するご意見(パブリックコメント)を募集します。

市では、障がいのあるなしにかかわらず地域社会で共に暮らし続けるために必要となる施策を総合的に推進できるよう、今後の牛久市の障がい者施策の具体的な方向性や障がい福祉サービスの見込み量、確保策などをまとめた、平成27年度から6年間の計画期間とする「牛久市第3次障がい者プラン・牛久市第4期障がい福祉計画」(素案)を作成しました。この計画(素案)について、広く市民の皆さんの声を聴くため、次のとおりパブリックコメントを実施します。皆様のご意見をお寄せください。

### ◆閲覧方法と閲覧場所 ※③④は各施設の開館日、開館時間中。

- ①社会福祉課ホームページ(「牛久市障がい者プラン案」と検索してください)
- ②市情報公開統合窓口(平日午前8時30分～午後5時15分)
- ③市総合福祉センター窓口
- ④市中央生涯学習センター、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センター、  
かっぱの里生涯学習センター、エスカード出張所、市中央図書館、牛久運動公園体育館

### ◆意見などの提出期間

平成27年2月16日(月)必着

### ◆意見などの提出方法 次のいずれかの方法で提出してください。

- ①閲覧窓口へ提出
  - ②郵送(〒300-1292牛久市中央3-15-1牛久市社会福祉課)
  - ③FAX(874-0421)
  - ④Eメール(fukushi@city.ushiku.ibaraki.jp)
- ※閲覧場所の窓口に意見書のひな型を用意していますのでご利用ください。

問 社会福祉課 ☎内線1711、1712

～心身に障がいをお持ちの方へ～

## 自動車税・自動車取得税の減免制度があります

茨城県では、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がい等級や自動車の所有者などが一定の条件を満たす場合には、障がいをお持ちの方のために使用する自動車に係る自動車税および自動車取得税を減免する制度を設けています。

減免申請は管轄の県税事務所において年間を通じて受付していますが、下記の日程で牛久市役所内に減免申請の受付窓口を設置しますので、ご利用ください。

**受付日時** 2月25日(水)、3月17日(火) 各日とも午前10時～正午、午後1時～4時

**受付場所** 市役所1階 相談室

※新車・中古車新規登録に係る減免や自動車取得税の減免については、登録日から30日以内に土浦県税事務所自動車税分室でお願いします。

- 必要な書類**
- ・障がい者手帳(原本) ・納税義務者の印鑑(認印可)
  - ・運転者の運転免許証(コピー可。免許証両面)
  - ・自動車の車検証または納税通知書
  - ・生計を一にすることを示す書類(住民票など)

※減免の要件により手続きに必要な書類が異なりますので、下記の県税事務所まで必ずお問い合わせください。

問 土浦県税事務所収税第三課 ☎822-7230

茨城県総務部税務課 [HP](http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/zeimu/zeimu.htm)<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/zeimu/zeimu.htm>